

H18.4.24 漢小委確認

## 漢字小委員会で検討すべき今期の論点

今期の検討は「2 常用漢字表の見直しにかかること」から入り、以下に示す「今期の論点」について、漢字小委員会としての「基本的な考え方」をまとめていく。

その際に、前期漢字小委員会の「常用漢字表の見直しは必要である」という共通認識を検討の出発点とし、国語施策としての「漢字表」がそもそも必要であるのか否か、というところから議論していくこととする。

なお、「1 総合的な漢字政策の在り方にかかること」については、上記「2 常用漢字表の見直しにかかること」の議論との関連から適宜検討していくこととする。

### 論点1 国語施策としての漢字表の必要性の有無

#### 1 必要であるのかないのか。必要であるとすれば、その理由は何か

- ①漢字表があることの<プラス面・マイナス面>、また国語施策としての意義
- ②「表外漢字字体表」(前文1-(3))における「常用漢字表」に関する認識

#### 2 必要性があるとした場合、常用漢字表の改定が必要かどうか

- ①言語内の変化に基づくもの（「常用漢字表」制定（1981）から既に25年経過）
- ②言語外の変化に基づくもの（情報機器の急速な普及による書記環境の劇的変化）
- ③新聞・放送各社における漢字使用の変化（使用漢字の増大と各社のばらつき）

#### 3 上記1, 2と関連して、今後の「日本人と漢字との関係」をどう考えていくか

- 「総合的な漢字政策の在り方」の基本理念（漢字表の有無にかかわらず）の構築

### 論点2 国語施策としての固有名詞へのかかわりの必要性の有無

#### 1 必要であるのかないのか。必要であるとすれば、その理由は何か

- ①固有名詞にかかることの<プラス面・マイナス面>
- ②これまでの国語施策との関係（戦前に作成された漢字表でも対象外）

#### 2 必要性があるとした場合、どのように対応していくか

- ①「新常用漢字表（仮称）」の中で考えていくべきこと
- ②「新常用漢字表（仮称）」の外で考えていくべきこと
- ③固有名詞の中で、「新たに付ける（人名・地名）」という観点（①, ②とともに）

### 論点3 「新常用漢字表（仮称）」の基本的な性格について

#### 1 「常用漢字」と「準常用漢字（読めるだけでいい漢字）」に分けることは非

- ①常用漢字表の答申前文

常用漢字表は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安となることを目指した。

- ②「標準漢字表」(昭和17)における「常用漢字・準常用漢字・特別漢字」の扱い

## 2 字種や音訓の入替えについての基本方針の構築

→①現実の漢字使用の実態をどのように考えるか

→各種の漢字調査、常用漢字表の字種・音訓の問題点、国民の漢字運用能力等

②常用漢字表の答申前文

字種や音訓の選定に当たっては、語や文を書き表すという観点から、現代の国語で使用されている字種や音訓の実態に基づいて総合的に判断した。主な考え方は次のとおりである。

- 1 使用度や機能度（特に造語力）の高いものを取り上げる。なお、使用分野の広さも参考にする。
- 2 使用度や機能度がさほど高くなくても、概念の表現という点から考えた場合に、仮名書きでは分かりにくく、特に必要と思われるものは取り上げる。
- 3 地名・人名など、主として固有名詞として用いられるものは取り上げない。
- 4 感動詞・助動詞・助詞のためのものは取り上げない。
- 5 代名詞・副詞・接続詞のためのものは広く使用されるものを取り上げる。
- 6 異字同訓はなるべく避けるが、漢字の使い分けのできるもの及び漢字で書く習慣の強いものは取り上げる。
- 7 いわゆる当て字や熟字訓のうち、慣用の久しいものは取り上げる。

なお、当用漢字表に掲げてある字種は、各方面への影響も考慮して、すべて取り上げた。

## 3 採用する字体についての基本方針の構築

→①通用字体（常用漢字表）と印刷標準字体（表外漢字字体表）との関係

②手書き字形との関係

→ 常用漢字表「前書き」にある「(付) 字体についての解説」中の「第2 明朝体活字と筆写の楷書との関係について」

③人名用漢字（平成17年追加の人名用漢字）の字体との関係

## 4 学校教育との関係についての「基本的な考え方」の整理

→①「新常用漢字表（仮称）」と学校教育（漢字学習）との関係

②常用漢字表の答申前文

常用漢字表は、その性格で述べたとおり、一般の社会生活における漢字使用的目安として作成したものであるが、学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。

なお、義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねることとする。

## 5 手書き文字との関係についての「基本的な考え方」の整理

→①「新常用漢字表（仮称）」の中で考えていくべきこと

②「新常用漢字表（仮称）」の外で考えていくべきこと

③漢字の習得という観点（①、②とともに）

④文化の継承という観点（①、②とともに）

⑤上記①～④を踏まえた「手書き文字」の位置付け（理念の整理）

## 6 その他

→○「国語施策（「常用漢字表」等）の定期的な見直し」をどう考えるか